別表Ｃ

特定建設作業の種類	届出義務の有無		主要機械・工法	備　　考
	騒音規制法	振動規制法		
くい打機を使用する作業 既製杭 ●直打工法 ・打撃工法	○	○	・ディゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、もんけん※１	※１　動力使用の場合該当（ドロップハンマー）。
・振動工法	○	○	・バイブロハンマ	
・圧入工法	○	―	・油圧、ワイヤ圧入	
●埋め込み工法※２ ・プレボーリング工法 ・セメントミルク工法 ・中掘工法	― ― ―	○ ○ ○	・アースオーガ+直打工法	※２　地盤をオーガ等で所定の深さまで掘削し、既成杭を挿入してハンマ（バイブロ・油圧ハンマなど）を使用し、打撃を加えて施工する工法。
くい抜機を使用する作業 ・打撃工法 ・油圧式	○ ○	○ ―	・パイルエキストラクタ	
くい打くい抜機を使用する作業 ・振動工法	○	○	・バイブロハンマ	
びょう打ち機を使用する作業 ・リベット打ち	○	―	・リベッティングハンマー、リベッター、リベットガン	
さく岩機を使用する作業 ・手持ち式	○	―	・ハンドブレーカ、電動ピック、チッパー、ピックハンマ	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。
・手持ち式以外	○	○	・ジャイアントブレーカ、油圧ブレーカ、空圧式ブレーカ、クローラブレーカ、アイオン	
・さく孔を主とするさく岩機（打撃＋回転）	○	―	・ジャックハンマ、レッグドリル、ドリフタ、ストーパ、ハンマードリル、ワゴンドリル、クローラドリル、ダウンザホールドリル	
ブレーカを使用する作業 ・手持ち式以外	○	○	・ジャイアントブレーカ、油圧ブレーカ、空圧式ブレーカ、クローラブレーカ、アイオン	
空気圧縮機を使用する作業 ・エンジン式等	○	―	・15kw(約 20 馬力)以上のもの	アースオーガ作業、SMW 工法、給水管更生工事に使用する場合も特定建設作業に該当。 リベット打ち、くい打ちの動力として用いるときも要届出。
コンクリートプラントを設けて行う作業	○	―	・混練容量 0.45 ㎥以上のもの	モルタル製造用は除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	○	―	・混練重量 200kg 以上のもの	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	―	○		
舗装版破砕機を使用する作業 ・ハンマを落下させるもの	―	○	・ドロップハンマ車	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。
バックホウを使用する作業	○	―	・80kw 以上のもの	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。※一覧は https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html 参照
トラクターショベルを使用する作業	○	―	・70kw 以上のもの	
ブルドーザを使用する作業	○	―	・40kw 以上のもの	